

# 障害者雇用納付金制度

## 【質問】

来年4月から障害者雇用の関係が変わると聞いたのですが、具体的に何が変わるのでしょうか？

## 【答え】

障害者雇用促進法の中で障害者法定雇用率が設定されており、すべての事業主は法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があり、民間企業の法定雇用率は2.0%と定められています。

平成20年に障害者雇用促進法が改正され、**障害者雇用納付金制度の対象事業主が段階的に拡大され**、現在、常時雇用する労働者数が200人を超える事業主が適用対象ですが、来年（平成27年）4月から、その範囲が常時雇用している労働者数が100人を超える事業主に拡大されることが変更点です。

**障害者雇用納付金制度**とは、法定雇用率（2.0%）を下回っている事業主から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて1人につき月額5万円の納付金を徴収するものです。

一方、法定雇用率（2.0%）を超えて障害者を雇用している事業主には、その超えて雇用している障害者数に応じて1人につき月27,000円の雇用調整金が支給されます。

また、常時雇用している労働者数が200人※以下の事業主で、雇用障害者数が一定数を超えている事業主に対し、申請に基づき1人当たり月額21,000円の報奨金が支給されます（※平成27年4月から100人となります）。これらの制度の詳細については鳥取高齢・障害者雇用支援センター（電話0857-50-1545）にお尋ねください。

このほか、各種の助成金等を支給する制度もあり、全体として障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図り、全体的な障害者の雇用水準を引き上げることを目的としています。

障害者を雇用するための各種支援制度や助成金制度については、ハローワーク等にご相談下さい。

### 障害者雇用納付金制度の対象となる事業主

（現在）常時雇用する労働者数が200人を超える事業主



（平成27年4月から）常時雇用する労働者数が100人を超える事業主

中小企業における障害者雇用を改善し、雇用促進を図る目的で拡大されます。

## 【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 従業員を50人以上雇用している事業主は、障害者の雇用をしないといけません。
- ❖ 障害者雇用納付金制度の対象事業主が、平成27年4月から常時雇用する労働者数が100人を超えるすべての事業主に拡大されますので、早めの取組み等をお願いします。